

相模原中学生自殺

強制保護判断難しく

児相度々要請も見送る

「児童保護施設に行きたい」。両親から虐待を受け、相模原市児童相談所（児相）に繰り返し保護を求めた市立中学校の男子生徒が死亡（14）時は、結果的に自殺を図らなければならぬほど追い詰められた。どうすれば若い命を救えたのか。市児相には親の承諾なしに強制的に子どもを一時保護する職権が認められているが、専門家は「児相は親との対立を避けたがる傾向があり、踏み切ることが難しい」と指摘する。（原 隆介）

〔本記1面〕

22日会見した市児相の鳥谷明所長は、男子生徒のケースについて、「生徒の両親から児相に通所しながら（面談など）親子関係を

と伝えた際には、市児相は親子関係を冷静に見直すために一時保護を提案したが、両親が反対したため諦めた。

虐待死ゼロを目指して児童虐待防止法などの改正を

求めた運動を展開しているNPO法人「シンクキッズ」「子ども虐待・性犯罪をなくす会」の後藤智二代表理事は、「中学生が養護施設で暮らしたくないのは、よほどのこと」。これを認めなかつたのは、親との対立

が今後市児相に来られない約1カ月前、生徒の両親を求めたが、児相は差し迫った危険がないと判断し見送つていた。生徒が自殺を図つたが今後市児相に来られない

を避けたと想つたのでは

ないか」と指摘する。

職権による保護は保護者の同意を必要とせず、子ども

の意思にも反して実施できる強力な行政権限。厚生労働省は手書きの中で「虐待を受けている子どもの救出のために非常に有効な活用が期待される」とし

ている。

ただ「あまりに強力であるがゆえに保護者の反発も大きい」との認識も示す。行政機関である児相は一般的に、親との対立のようないトラブルを避ける傾向がある。また「必要な場合」についての明確な規定もないため、『強権』の発動にはためらいがあるといふ。シングルギッズは「一時保護の判断基準について法律や

理は分かるが、だからこそきちんと基準を法律に書いていかないと、いつまでたっても変わらない」と強調した。



会見する相模原市児童相談所の鳥谷所長（左）—相模原市役所

■児童福祉法改正案を閣議決定

政府は29日、東京23区に新たに児童相談所（児相）を設置できるようにする児童福祉法などの改正案を閣議決定した。今国会に提出する。

児相は都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられ、人口20万人以上の中核市が任意で設置できる自治体に位置づけられている。これに東京23区を加える。一方、塩崎恭久厚生労働相は29日の閣議後の記者会見で、虐待を受けて相模原市児相に保護を求めていた男子中学生が自殺を図り、死亡した問題に関連し「児童福祉法の改正に伴い、一時保護をする基準を明確にできないか考える」と話した。